

環境影響評価準備書手続きに係る関係書類等の縦覧について

令和 8 年 9 月 3 0 日、「(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号 双葉・韮崎・清里幹線及び(仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1 号 南牧佐久線」環境影響評価準備書について、都市計画決定権者(山梨県)から、環境影響評価法第 4 0 条第 2 項により読替えて適用される同法第 1 9 条の規定等に基づき、「準備書についての意見の概要と都市計画決定権者の見解」(以下、「意見概要等」という。)が送付されたことにより、意見概要等を県民に公表するため、山梨県環境影響評価条例第 3 5 条第 3 項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

韮崎市長 内藤 久夫

1 縦覧に供する書類

①「準備書についての意見概要等」

意見書の内容と都市計画決定権者の見解

②「準備書本編」

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1 号 双葉・韮崎・清里幹線
環境影響評価準備書に対する意見に係る都市計画決定権者の見解

③「準備書要約書」

上記② 同要約書

④「意見概要等に係る公用文」

環境影響評価準備書に係る意見概要等の送付及び縦覧について

2 縦覧開始日 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 1 1 月 2 日まで

3 縦覧場所 韮崎市役所 市民生活課
韮崎市水神一丁目 3 番 1 号